

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-6
許認可等の種類	狩猟者登録				
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第55条第1項				
許認可等の概要	県内において狩猟を行う場合に義務付けられる狩猟者登録				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第58条</p> <p>(狩猟者登録の拒否) 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 狩猟免許を有しない者 二 第52条第2項の規定により狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者 三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者</p> <p>(環境省令で定める要件) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第67条 第1項 危害の防止に係る要件 狩猟免許の種類別、狩猟する場所別、申請時1年以内に許可捕獲(従事者を含む)をした者等に該当するか否かの別に従った登録 第2項 損害の賠償に係る要件 1 損害保険会社が損害保険契約(保険金額3,000万円上限)の被保険者 2 1に準ずる資力信用を有する</p>				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(初猟日(11月15日)以前の申請については、受付開始日から初猟日までに登録証が本人に到達するよう処理。初猟日以降の申請については、即日若しくは速やかに処理)				
期間の制定根拠					